




協 定

大規模災害発生時における活動拠
点の提供に関する協定書
(南国自動車学校)



大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定書 (南国自動車学校)

株式会社東部自動車学校(以下「甲」という。)と高知県南国警察署(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「大規模災害発生時」という。)における活動拠点の提供に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害発生時に乙が甲の運営する南国自動車学校(高知県南国市小籠81番地3)敷地を警察部隊の活動拠点としての使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(敷地の使用)

第2条 乙は、大規模災害発生時に必要があると認められるときは、甲に対し警察部隊の活動拠点(部隊車両の駐車場所、警察装備の一時保管場所としての占有等を含む。)として、甲の敷地の暫定使用について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、業務に支障をきたさない範囲で乙に敷地を一時使用させるものとする。

なお、具体的な敷地使用要領等は、甲及び乙が協議して別に覚書で取り決めるものとする。

3 敷地使用に伴う光熱水費については、甲及び乙が協議を行い、支払い等を行うこととする。

(協議事項等)

第3条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙からの協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通

:それぞれが保有するものとする。



甲 高知県香南市野市町西野2135番地
株式会社東部自動車学校
代表取締役社長



乙 高知県南国市大桶乙799番地1
南国警察署長



